



島根県報

平成26年4月22日（火）

第2,590号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

県営土地改良事業計画の決定（4件）	（農 村 整 備 課）	2
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	（水 産 課）	3
包括外部監査契約の締結	（監査委員事務局）	3

【正 誤】

平成26年3月31日付け島根県報号外第62号中	（病 院 局）	3
-------------------------	---------	---

告 示**島根県告示第266号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年 4 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
室屋地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（ため池等整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	松江市役所

島根県告示第267号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年 4 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
京塚地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（ため池等整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	松江市役所

島根県告示第268号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年 4 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
滝が上地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（ため池等整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	出雲市役所

島根県告示第269号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営土地改良事業計画を決定したので、同条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成26年 4 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
堀之内地区用排水施設事業（県営農村地域防災減災事業（ため池等整備事業））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	雲南市役所

島根県告示第270号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成22年島根県告示第276号による保険に付すべき義務は、平成26年4月5日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成26年 4 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

仁摩町加入区

島根県告示第271号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により平成26年度に係る包括外部監査契約を次のとおり締結したので、同条第5項の規定により告示する。

平成26年 4 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 包括外部監査契約の期間の始期

平成26年 4 月 1 日

2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法

契約書で定める基本費用の額、契約書で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額並びに契約書で定めるところにより算定した消費税及び地方消費税を合算した金額とし、16,362千円を上限とする。

3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

長谷川浩之 松江市天神町49番地

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出があった後に支払うものとする。ただし、知事が必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

正

誤

平成26年3月31日付け島根県報号外第62号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤
12	下から9	リース資産 有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係る ファイナンス・リース

					取引におけるリース資産
				正	
		リース資産			有形固定資産（建設仮勘定を除く。）に係るファイナンス・リース取引におけるリース資産
		リース資産減価償却累計額			
14	下から16		一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合に既に提供した役務に対していまだ支払を受けていないもの未収収益の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの	誤	
				正	
					一定の契約に従い、継続して役務の提供を行う場合に既に提供した役務に対していまだ支払を受けていないもの未収収益の回収不能による損失に備えるために引き当てるもの
15	上から14	割賦金 長期借入金		誤	
		割賦金 長期借入金		正	医師公舎等年賦未払金 一般会計等から借り入れた長期借入金